

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年1月11日（令和4年（行情）諮問第5号）

答申日：令和4年12月28日（令和4年度（行情）答申第454号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書1ないし文書15（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙6に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月5日付け閣副第1629号により内閣官房副長官補（以下「内閣官房副長官補」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消しについて

記録されている内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示箇所の特定を求める。

「記載部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になって

いるかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

そこで最低限、不開示箇所のページを明らかにすべきである。

(3) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和3年10月6日に受け付けた、処分庁による法に基づく開示決定処分（原処分）に対する審査請求については、下記の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求の後に綴られた文書の全て。ただし、ここにいう「及び当該請求の後に綴られた文書の全て。」とは、2021年6月16日付け開示請求「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」の請求時の後に行政文書ファイルに新たに綴られた文書を指す。」

（本件請求文書）との行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和3年10月5日に開示等決定を行う原処分を行ったところ、審査請求人から「一部に対する不開示決定の取消し」、「不開示箇所の特定を求める」及び「他に文書がないか確認を求める」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の経緯について

(1) 審査請求人は、令和3年8月14日付け行政文書開示請求で「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求の後に綴られた文書の全て。」を対象の文書として開示請求を行った。

(2) 処分庁は、当該「当該請求の後に綴られた文書の全て。」の記載については、行政文書の個別具体的な名称等が特定されておらず、また、いかなる態様及び内容の文書を請求するのかについて、その特定に至る事項の記載が不十分であり、上記の記載から審査請求人が求める行政文書を他の行政文書と識別することが困難であったことから、処分庁が行政文書を把握・特定できるように、審査請求人に対し、開示対象となる文書について情報を提供し、令和3年9月1日付けの文書で補正を求めた。

(3) 審査請求人は、令和3年9月18日付けの補正書で、請求する行政文書の名称等を「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第134

8号で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求の後に綴られた文書の全て。ただし、ここにいう「及び当該請求の後に綴られた文書の全て。」とは、2021年6月16日付け開示請求「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」の請求時の後に行政文書ファイルに新たに綴られた文書を指す。」と補正し、「なお、本件補正で文書が特定できない場合は、行政手続法第33条に基づき補正を終了し、手続きをお進め下さい。」と記載された。

- (4) 処分庁は、補正された請求する行政文書の名称等のうち、「2021年6月16日付け開示請求「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」の請求時の後に行政文書ファイルに新たに綴られた文書を指す。」との記載については、行政文書の個別具体的な名称等が特定されておらず、また、いかなる態様及び内容の文書を請求するのかについて、その特定に至る事項の記載が不十分であり、上記の記載から審査請求人が求める行政文書を他の行政文書と識別することが困難であったものの、審査請求人が補正の終了を求めていることから、補正を終了し、当該「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て」の請求内容から、①【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）、②「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答、③「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答、④【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）、⑤「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答、⑥210128内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）、⑦210209内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）、⑧210215-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）、⑨210215-2内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）、⑩210319-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の

利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案），⑪ 210319-2 内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案），⑫ 210319-3 内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案），⑬ 210319-4 内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案），⑭ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案説明資料，⑮ 補足説明資料を開示決定した。

3 原処分 of 妥当性について

処分庁においては，原処分において，慎重に文書の特定作業を行い，上記文書の特定を行ったところであり，上記2のうち，①【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議），②「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答，③「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答，④【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議），⑤「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答については，別表のとおり法5条各号に該当する部分を不開示とし，開示等決定を行ったものであり，本件開示請求を満たすものとする。

4 審査請求人の主張及び処分庁の説明について

審査請求人は，原処分について，以下のとおり主張している。

①一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

②不開示箇所の特定を求める。

「記載部分」という表現では，具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

また，このような表現では，交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が，「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており，「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

そこで最低限、不開示箇所のページを明らかにすべきである。

③他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

①について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、4号、5号又は6号に該当していることから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

②について

審査請求人は、「「記載部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審査において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。」として不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は行政文書開示等決定通知書により具体的に特定されており、当該通知文書の記載に不備はない。

③について

審査請求人は、「確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。」として、他に文書がないか確認するように求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから、原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

5 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和4年1月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 同年11月18日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書のうち、「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て。」に該当する請求文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書については、令和3年9月29日付け閣副第1610号で開示決定等しており、その開示決定等で特定した文書は、令和4年（行情）答申第344号ないし同第347号（以下「先例答申」という。）の本件対象文書6（別紙3）であり、原処分で特定した文書（本件対象文書）と、同一の文書である旨説明し、これを覆すに足りる事情はない。

上記の諮問庁の説明を踏まえて本件対象文書の特定の妥当性について検討すると、本件請求文書のうち、「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て。」に該当する請求文書については、先例答申における対象文書の特定と判断を異にするべき事情は認められず、同一の判断に至った。その判断の理由は別紙4のとおりであり、その内容は、先例答申と同一である。

- (2) 本件請求文書のうち「及び当該請求の後に綴られた文書の全て。ただし、ここにいう「及び当該請求の後に綴られた文書の全て。」とは、2021年6月16日付け開示請求「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」の請求時の後に行政文書ファイルに新たに綴られた文書を指す。」に該当する請求文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該請求文書については、作成及び取得していない旨説明する。この諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、他に当該請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。
- (3) 本件請求文書の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁の担当部署から文書を引き継いでいる内閣府政策統括官（重要土地担当）の執務室内の書庫、保存用フォルダ内を探索した結果、保有していないことを確認したとのことであり、探索の範囲等について特段の問題があるとは認められない。
- (4) 以上により、内閣官房副長官補において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分は先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分と同一であることが認められ、先例答申の不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙5のとおりであり、その内容は、先例答申と同一である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、内閣官房副長官補において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙6に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙6に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙1 本件請求文書

いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書のうち令和3年8月11日付け閣副第1348号で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求の後に綴られた文書の全て。ただし、ここにいう「及び当該請求の後に綴られた文書の全て。」とは、2021年6月16日付け開示請求「いわゆる「重要土地等調査法案」作成業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」の請求時の後に行政文書ファイルに新たに綴られた文書を指す。

別紙2 本件対象文書

- 文書1 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）
- 文書2 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答
- 文書3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答
- 文書4 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）
- 文書5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答
- 文書6 210128内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書7 210209内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書8 210215-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書9 210215-2内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書10 210319-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書11 210319-2内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書12 210319-3内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書13 210319-4内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書14 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案説明資料
- 文書15 補足説明資料

別紙3 先例答申で特定した令和3年8月11日付け閣副第1348号の「残りの文書」（先例答申の本件対象文書6）

- 文書22 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）
- 文書23 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答
- 文書24 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答
- 文書25 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）
- 文書26 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答
- 文書27 210128内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書28 210209内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書29 210215-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書30 210215-2内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書31 210319-1内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書32 210319-2内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）
- 文書33 210319-3内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）

文書 3 4 2 1 0 3 1 9 - 4 内閣法制局審査資料（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）

文書 3 5 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案説明資料，

文書 3 6 補足説明資料

別紙4 先例答申の「第5 審査会の判断の理由」部分の本件対象文書の特定 の妥当性についての抜粋

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(3) 本件請求文書に該当するその余の文書の保有の有無について

審査請求人は、「確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。」として、他に文書がないか確認するように求めるが、諮問庁は、本件対象文書（本件対象文書4ないし本件対象文書6及び先行開示文書である本件対象文書1ないし本件対象文書3）のほかに本件開示請求（本件請求文書の各開示請求）に係る行政文書は保有していないことから、原処分（原処分4ないし原処分6）を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった旨上記第3の3（4）ウ（ウ）において説明するとともに、上記第3の3（4）ウ（エ）及び（オ）において利用、目的、保存の実態に応じて文書を管理している旨も併せて説明するところ、これらの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。そして、審査請求人において、本件請求文書に該当する他の文書が存在することを示す具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書（本件請求文書）は保有していない旨の諮問庁の説明を否定することまではできない。

本件請求文書の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁の担当部署から文書を引き継いでいる内閣府政策統括官（重要土地担当）の執務室内の書庫、保存用フォルダ内を探索した結果、保有していないことを確認したとのことであり、探索の範囲等について特段の問題があるとは認められない。

したがって、内閣官房副長官補において、本件対象文書（本件対象文書4ないし本件対象文書6及び先行開示文書である本件対象文書1ないし本件対象文書3）の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

別紙5 先例答申の「第5 審査会の判断の理由」部分の不開示部分の不開示情報該当性についての抜粋

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、内閣官房土地調査検討室の担当者名、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」の各省庁協議に係る様式の部分に記載された「担当者名」欄の各省庁の担当部局（課室等の所属先を含む。）の名称・担当者名（名前）・担当者の職名、行政機関の直通番号、内線番号、メールアドレス、法令協議に係る質問の内容及び内閣官房回答、法令協議に係る意見の内容及び内閣官房回答の部分であると認められる。
- (2) 各省庁の担当部局（課室等の所属先を含む。）の名称について

ア 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分について、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

当審査会事務局職員をして、標記の不開示部分の不開示情報該当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該部分は、これを公にすることにより、法案の成立に反対する個人や団体等から、いたずらや偽計等の標的にされ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討するに、標記の不開示部分である各省庁の担当部局の名称は、当該法律案の各省庁協議の際に質問等をした各省庁の部局や課室等の名称にすぎないことから、これを公にしても、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、標記の不開示部分（別紙8の1に掲げる部分）は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- (3) 内閣官房土地調査検討室の担当者名、各省庁の担当者名（名前）及び担当者の職名について

ア 標記の担当者名等のうち内閣官房土地調査検討室の担当者名について

(ア) 諮問庁の説明の要旨

標記の担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法5条1号に該当する。

(イ) 検討

- a 標記の不開示部分は、担当者の名前であることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、行政機関の職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、職務遂行に係る情報に含まれるものは、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、同号ただし書イに該当するものとして、公にすることとされている。

- b このため、標記の担当者名は、申合せの対象となるところ、当審査会事務局職員をして、重要施設及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）や上記aの特段の支障が生ずるおそれについて、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

重要土地等調査法は、重要施設（防衛施設や海上保安庁の施設等）の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定等の各種措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的としたものであり、防衛施設の周辺等を注視区域又は特別注視区域に指定し、当該指定された区域内における土地等の利用者を調査することや、特別注視区域内の土地等を売買する際の事前届出を義務付けること等を規定している。

これらの措置に関し、特に法案の成立前は、我が国の防衛政策等に反対する勢力等から「思想信条まで調査されるのではないか」「土地等の権利に対する侵害である」等々の批判が相次ぎ、抗議活動も数多く行われたという経緯がある。

- c そこで検討するに、重要土地等調査法の条文や本件対象文書に記載されている資料の内容に照らせば、重要土地等調査法の目的や内容等は上記bにおいて諮問庁が説明するとおりであると認められる。

そして、諮問庁は、上記bにおいて、過去に重要土地等調査法に規定する、防衛施設の周辺等を注視区域又は特別注視区域に指定し、当該指定された区域内における土地等の利用者を調査することや、特別注視区域内の土地等を売買する際の事前届出を義務付けること等の措置に関し、我が国の防衛政策等に反対する勢力等から「思想信条まで調査されるのではないか」「土地等の権利に対する侵害で

ある」等々の批判が相次ぎ、抗議活動も数多く行われたという経緯がある旨説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、過去に重要土地等調査法に規定する措置に関して我が国の防衛政策等に反対する勢力等からの批判や抗議活動が行われたという経緯があることや、今後、重要土地等調査法に規定する措置が実施されることを考慮すると、標記の不開示部分を公にすると、重要土地等調査法に反対する個人及び団体等から重要土地等調査法案の直接の担当者である標記の担当者やその家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、標記の不開示部分を公にすると、個人の権利利益を害するおそれがあることから、申合せの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当すると認められ、さらに、当審査会事務局職員をして職員録（独立行政法人国立印刷局編）（以下「職員録」という。）を確認させたところによると、当該職員の氏名は職員録に掲載されていないと認められることから、法5条1号ただし書イに該当しない。

法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について検討すると、標記の不開示部分は、担当者名であることから、当該担当者の職及び職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

以上により、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 標記の担当者名等のうち警察庁の職員の担当者名（名前）について

（ア）諮問庁の説明の要旨

標記の担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び4号に該当する。

（イ）検討

a 当審査会事務局職員をして、警察庁の職員の担当者名（名前）の不開示情報該当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

不開示とした警察庁の担当者名については、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員に係るものである。

(名前)の不開示情報該当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

不開示とした内閣情報調査室の担当者名については、課長相当職未満の同室職員に係るものである。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）4条1号において、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を所掌することとされている。同室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族又は当該職員が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあり、同室の職務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該担当者名については、公にすることにより、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示としている。

- b そこで検討するに、内閣官房組織令によれば、内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を所掌しており、同室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該不開示部分を公にすると、上記aで諮問庁が説明するように、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族又は当該職員が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあり、その職務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。なお、当審査会事務局職員をして、職員録を確認させたところによると、当該職員の氏名は職員録に掲載されていないと認められる。

したがって、標記の不開示部分を公にすると、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- エ 標記の担当者名等のうち内閣官房土地調査検討室、警察庁及び内閣情報調査室以外の各省庁の担当者名（名前）及びその職名について

(ア) 諮問庁の説明の要旨

標記の担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、重要土地等調査法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法5条1号に該当する。

(イ) 検討

標記の不開示部分は、内閣官房土地調査検討室、内閣情報調査室及び警察庁以外の各省庁の担当者名（名前）及び担当者の職名である

ところ、これらは、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

a 担当者名（名前）の法5条1号ただし書該当性について

(a) 法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、行政機関の職員の氏名については、申合せにより、職務遂行に係る情報に含まれるものは、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、同号ただし書イに該当するものとして、公にすることとされている。

(b) このため、標記の省庁の担当者名前は、申合せの対象となるところ、当審査会事務局職員をして、標記の不開示部分の不開示情報該当性等について諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

重要土地等調査法は、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とした法律であるが、重要土地等調査法は防衛施設の周辺等を注視区域又は特別注視区域に指定し、当該指定された区域内における土地等の利用者を調査することや、特別注視区域内の土地等を売買する際の事前届出を義務付けること等を規定している。これらの措置に関し、特に法案の成立前は、我が国の防衛政策等に反対する勢力等から「思想信条まで調査されるのではないか」「土地等の権利に対する侵害である」等々の批判が相次ぎ、抗議活動も数多く行われたという経緯がある。

こうした状況において、法令協議の担当者名を公にした場合、担当職員本人又はその家族に対し、圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれが相当程度存在したと考えている。また、実態として本法案の直接の担当者ではなくとも、本法案の法令協議の文書上は担当者として記載されており、公になった際の危険性は直接の担当者と同等のものと考えられる。

したがって、これらの情報は申合せの「特段の支障の生ずるおそれのある場合」に該当するものと考えている。

(c) そこで、申合せの「特段の支障の生ずるおそれのある場合」の該当性について検討すると、標記の各省庁の担当者は、単に当該法案に対して質問をしている各省庁の職員にすぎず、公になった際の危険性は本法案の直接の担当者と同等のものであるとは認められない。そうすると、当該各省庁の担当者名を公にしても、重要土地等調査法に反対する個人及び団体等から職員

や家族に圧力や干渉，嫌がらせ等が行われるおそれがあるとまでは認められず，また，当該各省庁又は所属先の業務の特殊性等について諮問庁から特段の説明がないことを併せ考えると，申合せの特段の支障の生ずるおそれのある場合に該当するとは認められないことから，標記の不開示部分のうち当該各省庁の担当者名は，法5条1号ただし書イに該当する。

b 各省庁の担当者の職名の法5条1号ただし書該当性について

法5条1号ただし書ハ該当性について検討すると，当該不開示部分は，公務員の職に係る情報であることから，同号ただし書ハに該当する。

c 以上により，標記の不開示部分（別紙8の2に掲げる部分）は，法5条1号に該当せず，開示すべきである。

(4) 行政機関の直通番号，内線番号及びメールアドレスについて

ア 諮問庁の説明の要旨

直通番号，内線番号及びメールアドレスについては，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

これを検討するに，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，標記の不開示部分（別紙8の3に掲げる部分を除く。）は，一般に公開されていない情報であるとのことであり，これを覆すに足りる事情は認められないことから，当該部分は，これらを公にすると，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって，当該部分は，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，当審査会事務局職員をして総務省のウェブサイトを確認させたところによると，別紙8の3に掲げる部分については，一般に公開されていると認められることから，当該部分を公にしても，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，別紙8の3に掲げる部分は，法5条6号柱書きに該当せず，開示すべきである。

(5) 質問及び意見の内容並びに内閣官房回答について

ア 諮問庁の説明の要旨

質問及び意見の内容並びに内閣官房回答については，審議，検討又は

協議に関する情報であって、忌たんのない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、重要土地等調査法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当する。

イ 検討

標記の不開示部分は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案の法令協議の内容として、関係省庁からの質問及び意見並びにそれに対する内閣官房の回答が具体的に記載されている部分であると認められる。

標記の不開示部分に記載されている、内閣官房と関係省庁との間でやり取りされた内容を公にすると、当該法案のみならず、将来制定される同種の法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(別紙8 開示すべき部分

- 1 担当部局（課室等の所属先を含む。）の名称の全部
- 2 内閣官房土地調査検討室、内閣情報調査室及び警察庁以外の各省庁の担当者名（名前）及び職名の全部
- 3 文書23の9頁及び10頁並びに文書24の6頁の総務省の直通番号)

別紙6 開示すべき部分

- 1 担当部局（課室等の所属先を含む。）の名称の全部
- 2 内閣官房土地調査検討室，内閣情報調査室及び警察庁以外の各省庁の担当者名（名前）及び職名の全部
- 3 文書2の9頁及び10頁並びに文書3の6頁の総務省の直通番号

別表

行政文書の名称等	不開示とした場所	不開示理由
<p>文書1 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）</p>	<p>担当者名，直通番号，内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分</p>	<p>担当者名については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉，嫌がらせ等が行われるなど，個人の不利益を被るおそれがあることから，法5条1号に該当。</p> <p>直通番号，内線番号及びメールアドレスについては，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p>
<p>文書2 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答</p>	<p>担当部局，担当者名，行政機関の直通番号，内線番号，メールアドレス，質問の内容及び内閣官房回答の記載部分</p>	<p>担当者名については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉，嫌がらせ等が行われるなど，個人の不利益を被るおそれがあることから，法5条1号に該当。</p> <p>一部の担当者名（3～8頁）については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，職員に危害が加えられるおそれがあるなど，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号，4号に該当。</p> <p>担当部局，直通番号，内線番号及びメールアドレスについては，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p> <p>質問の内容及び内閣官房回答については，審議，検討又は協議に関する情報であって，忌たんのない意見交換が行われることが多く，公にすることによって，本法のみ</p>

		<p>ならず，将来制定される法律の案文が形成される過程において，関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか，関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について，無用な誤解や憶測などを招くなど，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから，法5条5号に該当。</p>
<p>文書3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答</p>	<p>担当部局，担当者名，行政機関の直通番号，内線番号，メールアドレス，意見の内容及び内閣官房回答の記載部分</p>	<p>担当者名については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉，嫌がらせ等が行われるなど，個人の不利益を被るおそれがあることから，法5条1号に該当。</p> <p>一部の担当者名（1，3頁）については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，情報収集活動に対して対抗・妨害措置が講じられるなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条1号，3号，6号に該当。</p> <p>一部の担当者名（5頁）については，公にすることによって，特定の個人を識別することが可能となり，職員に危害が加えられるおそれがあるなど，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法第5条1号，4号に該当。</p> <p>担当部局，直通番号，内線番号及びメールアドレスについては，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。</p> <p>意見の内容及び内閣官房回答については，審議，検討又は協議に関する情報であつ</p>

		<p>て、忌たんのない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当。</p>
<p>文書4 【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）</p>	<p>担当氏名，直通番号，内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分</p>	<p>担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法5条1号に該当。</p> <p>直通番号，内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。</p>
<p>文書5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答</p>	<p>担当部局，担当者名，行政機関の直通番号，内線番号，メールアドレス，質問の内容及び内閣官房回答の記載部分</p>	<p>担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法5条1号に該当。</p> <p>担当部局，直通番号，内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。</p> <p>質問の内容及び内閣官房回答については、審議，検討又は協議に関する情報であつ</p>

		<p>て、忌たんのない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当。</p>
--	--	--